



皆様、明けましておめでとうございます。本年も優経通信をよろしくお願いいたします。
新春を迎え、厳しい寒さが続く毎日ですが、いかがお過ごしでしょうか。お餅が美味しい季節になりました。家族団らんとする機会も増え良き新年が迎えられることと存じます。
皆様におかれましては本年が幸多き年でありますよう、お祈り申し上げます。

～令和 7 年度税制改定大綱①（所得税・法人税）～

2024 年 12 月 20 日、政府より令和 7 年度の税制改定大綱が公表されました。今回は、本ページ・次ページ左側を使い、関連する範囲の広い改定点を抜粋してお伝え致します。

<個人所得課税の見直し>

☆基礎控除額・給与所得控除額の引き上げ

- (1) 基礎控除額の引き上げ…現行 48 万円から、**58 万円に引き上げ**
- (2) 給与所得控除額の引き上げ…現行 55 万円から、**65 万円に引き上げ**



現行の (1) と (2) の金額を合計した金額は、いわゆる「103 万円の壁」と言われていた金額です。

今回の改正で、それぞれが 10 万円引き上げとなったことにより、**令和 7 年度以降は給与支給額が 123 万円を超えなければ、扶養親族控除の適用が可能**となります。

☆特定扶養親族特別控除（新設）

上記の扶養親族控除の中でも、**19 歳以上 23 歳未満の扶養親族**の場合は、**特定扶養親族**に該当し、控除額が優遇されます。

現行では、所得金額が 48 万円（給与収入 103 万円以下）を超えてしまうと、控除額は 0 円となってしまいますが、本改定により、控除額が所得額に応じて段階的となり、控除が受けやすくなりました。右の図は現行と改正後の、所得金額による控除額の比較となり、**改正後は所得金額が 85 万円以下（給与収入 150 万円以下）であれば、満額 63 万円の控除額となります。**（赤枠）

今まで収入が高く、扶養控除申告書に記載できなかった扶養親族の方も、今改定により扶養親族に該当する可能性がありますので、今年の年末調整より、注意が必要です。

特定扶養親族の所得金額 ^①	控除額 ^②	
	現行 ^③	改正後 ^④
48 万円以下 ^⑤	63 万円 ^⑥	63 万円 ^⑦
48 万円超 58 万円以下 ^⑧	0 円 ^⑨	63 万円 ^⑩
58 万円超 85 万円以下 ^⑪		63 万円 ^⑫
85 万円超 90 万円以下 ^⑬		61 万円 ^⑭
90 万円超 95 万円以下 ^⑮		51 万円 ^⑯
95 万円超 100 万円以下 ^⑰		41 万円 ^⑱
100 万円超 105 万円以下 ^⑲		31 万円 ^⑳
105 万円超 110 万円以下 ^㉑		21 万円 ^㉒
110 万円超 115 万円以下 ^㉓		11 万円 ^㉔
115 万円超 120 万円以下 ^㉕		6 万円 ^㉖
120 万円超 123 万円以下 ^㉗		3 万円 ^㉘

<法人課税の見直し>

☆中小企業者等の法人税率の特例の延長

中小企業者等に対する法人税率の特例の適用期限が 2 年間延長されます。ただし、課税所得が 10 億円を超える企業に対しては、軽減率が下がります。

・適用期限：2026 年度末（2027 年（令和 9 年） 3 月 31 日）まで延長

・軽減税率：**年 800 万円以下の課税所得に対して 15%**（800 万円超の部分は通常の法人税率 23.2%）

※**所得 10 億円超の企業は、17%**

